

平成30年度中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業に係る提案書技術審査用紙

採点者氏名 ()

(価格点:技術点=1:2以内、得点配分 価格点100点、技術点200点)

I 価格点(価格点=(1-入札価格/予定価格)×100点)

II 技術点

評価項目	提案要求事項	得点配分		
		基礎点 (必須)	加点 (任意)	合計
1. 企画書の記載内容	・仕様書記載の事業内容について、全て提案されているか。	/15点		/15点 ※2
2. 事業実施体制				
事業の遂行のための人員等体制	・事務局の体制として、事業が遂行可能な人員の確保がなされているか。	/15点		/15点 ※2
組織の経験・能力	・事務局職員が、関係機関と連携を図るための十分な専門的知識を有しているか。 本事業の趣旨目的に深い理解があるか。		/15点	/15点 ※2
実績	・過去に事業内容と同様の業務を行ったことがあるか。		/10点	/10点 ※2
3. 事業実施内容				
働き方改革推進支援センターの開設	・センターの開設について、仕様書(出張所の設置を含む)で示している項目を網羅しているか。	/10点		/10点 ※2
	・センターの設置場所、開所日時は、利用しやすいよう相違工夫がなされているか。		/10点	/10点 ※1
	・出張所の設置場所は、県内全域の事業者の利便性を考慮したうえで適切か。開所日時等、利用しやすい創意工夫がなされているか。		/20点	/20点 ※1
常駐型・派遣型専門家の配置	・常駐型・派遣型専門家の委嘱について、仕様書で示している人数を確実に確保できるか。	/10点		/10点 ※2
	・常駐型・派遣型専門家は、事業実施にあたり必要な専門的知識を有しているか。	/10点		/10点 ※2
	・企業訪問による相談支援等について、効果的な支援が実施できる工夫がなされているか。 専門家の専門分野は労務管理のみに偏らず、中小企業の経営課題に対し、助言が可能な専門家が十分な人数配置されているか。		/15点	/15点 ※1
出張相談会・セミナーの実施	・出張相談会・セミナーの実施について、仕様書で示している項目を全て網羅しているか。	/5点		/5点 ※2
	・出張相談会・セミナーの実施に関し、商工会議所・商工会・中央会等との効果的な協力体制構築に向けた、相違工夫がなされているか。		/10点	/10点 ※1
	・出張相談会・セミナーの実施に関し、その内容及び開催の周知等に、企業を集める工夫がなされているか。		/10点	/10点 ※1
関係機関との連携	・関係機関との連携について、仕様書で示している項目を全て網羅し、「よろず支援拠点」、「生産性向上人材育成支援センター」等の関係機関との効果的な協力体制構築に向けた、創意工夫がなされているか。	/5点		/5点 ※2
周知広報活動	・ 創意工夫のされた効果的・効率的な周知広報活動が企画されているか。		/20点	/20点 ※1
ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標	・女性活躍推進法に基づく認定(えるぼし認定企業) 1段階目(※1)(認定基準5つのうち1~2つ○):5点 2段階目(※1)(認定基準5つのうち3~4つ○):8点 3段階目(認定基準5つ全て○):10点 行動計画(※2):2点 ※1:労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと ※2:女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主(常時使用する労働者の数が300人以下のもの)に限る(計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ)。 ・次世代法に基づく認定(くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業) くるみん(旧基準)(※3):5点 くるみん(新基準)(※4):7点 プラチナくるみん:9点 ※3 旧くるみん認定マーク(次世代育成支援対策推進法施行規則等の一部を改正する省令(平成29年厚生労働省令第31号)による改正前の認定基準又は同附則第2条第3項の規定による経過措置により認定)。 ※4 新くるみん認定マーク(時勢第育成支援対策推進法施行規則等の一部を改正する省令(平成29年厚生労働省令第31号)により限定)。 ・若者雇用促進法に基づく認定(ユースエール認定企業) 認定を受けている場合:9点			/10点 /10点 ※2
	その他	・その他、提案内容で創意工夫がなされている等、特筆すべきものがあるか。		/10点 /10点 ※1
	合 計	/70点	/130点	/200点

※1 創造性、新規性など

※2 価格と同等に評価できる項目

合計200点

(注1) 基礎点(必須)項目は最低要件である。1項目でも0点がある場合には、不合格とする。
 (注2) 加点(任意)項目は、評価に応じて得点を与える。